西原町地域公共交通協議会事務局規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西原町地域公共交通協議会規約(令和7年〇月〇日施行。以下「規約」という。)第10条の規定に基づき、西原町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)協議会の会議に関すること。
 - (2) 協議会の資料作成に関すること。
 - (3)協議会の庶務に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、西原町において公共交通に関する事務を所管する課(以下「所管課」 という。)の課長等をもって充てる。
- 3 事務局員は、所管課の職員をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要 と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、西原町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個 数及び管理者は、別表のとおりとする。
- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、西原町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	寸法	用途	個数	管理者
西原町地域公共	会 交 地 西	方 24 ミリメ	会長名を	1	事務局長
交通協議会長の	長通域		もって発		
印	原 の 協 公		する文書		
	印 議 共 町				